

平成20年12月25日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年7月23日付け高市生第5832号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市生第5832号の諮問に係るもの】

- (1) 平成13年4月1日以降に高松市内の自治会（連合自治会その他の一切の自治会組織およびその長を含む。）に対して支出した研修旅行、視察旅行等の名目の旅行に係る一切の補助金、助成金その他これに類する金員の会計書類の全部
- (2) 平成15年4月1日以降に高松市内の連合自治会その他の自治会（名称を問わず、一切の自治会組織およびその長を含む。）に対して支出した補助金、助成金その他これに類する一切の金員に係る会計書類

(ただし、防犯灯関連補助金、自治会集会所新築等補助金を除く。)

平成16年 6月 3日：請求人からの公開請求を受付

平成16年 6月17日：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不
存在）の決定

平成16年 6月23日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例第8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 団体および代表者の印影について

補助金交付申請書等に押印している自治会および代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (2) 団体の金融機関情報

自治会の補助金受入れ口座については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づか

ずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、本人が予定していることとは到底言い得ない。したがって、これを公開することは、本人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(3) 自治会名，個人の住所，氏名，電話番号

補助金交付申請書等に記載している自治会名，個人の住所，氏名，電話番号については，特定の個人を識別することができるため条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(4) 単位自治会の位置図

補助金申請書に添付している単位自治会の位置図については，特定の個人を識別できるため条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(5) 請求内容2-(1)に該当するもの

平成13年4月1日以降に高松市内の自治会（連合自治会その他の一切の自治会組織およびその長を含む。）に対して支出した研修旅行，視察旅行等の名目の旅行に係る一切の補助金，助成金その他これに類する金員の会計書類の全部について，研修旅行，視察旅行等の名目の旅行に係る補助金，助成金は支出しておらず，行政文書不存在のため非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

地域住民によって自主的に組織されている自治会は，地域住民の福祉向上と地域発展のため，自主活動と市政への協力を行っている。市政をより円滑に推進し，自治会活動の育成強化を実現するため助成をしている。

対象行政文書は，高松市連合自治会連絡協議会運営補助，高松市連合自治会連絡協議会広報等配布受託事業障害保険料補助，自治会活動補助金，自治会集会所管理運営補助金および自治会加入・結成奨励補助金に係る会計書類等である。以下，非公開部分および不存在理由について検

討する。

(1) 団体および代表者の印影について

本件情報は、自治会結成届、高松市単位自治会加入・結成奨励補助金交付申請書、補助事業等実績報告書等に記載されているものである。

これについては、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 団体の金融機関情報について

本件情報は、単位自治会加入・結成奨励補助金の執行伺（歳出管理票）に記載されているものである。

これについては、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人によって決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定しているとは到底言い得ない。よってこれを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 自治会名、個人の住所、氏名および電話番号について

本件情報は、自治会結成届、自治会結成報告書、自治会会則、自治会役員名簿、単位自治会新規加入者名簿および高松市単位自治会加入・結成奨励補助金交付申請書等に記載されている、単位自治会の名称ならびに会長、役員、新規加入者の住所、氏名および電話番号である。

単位自治会とは、同一地区に居住する市民が、地域生活向上のために町内・地域・団地等を基盤として結成している組織であり、各地区内における単位自治会長によって地区（校区）連合自治会が組織されている。住民が自治会を結成したり、新たに自治会が住民を

受け入れる際、本市より補助金交付を受けるために申請を行うものである。

本件対象行政文書中の単位自治会名については、これを公開すると、当該区域にマンションや一戸建てが完成した場合、そこへ転入してきた者が、地元自治会に加入したかどうか分かる情報であり、個人が識別されるおそれがあることから、条例7条1号に該当するものである。

また、単位自治会の規約本文はすでに公開しているため、自治会名を公開すれば、本来単位自治会会員同士の申し合わせ事項であるべき情報が公にされ、団体の不利益が生じるおそれがある。よって、条例7条2号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

個人の住所、氏名および電話番号については、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 単位自治会の位置図について

本件情報は、高松市単位自治会加入・結成奨励補助金交付申請書に添付されている、自治会区域図である。

これについては、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(5) 行政文書不存在について

平成13年4月1日以降に高松市内の自治会（連合自治会その他の一切の自治会組織およびその長を含む。）に対して支出した研修旅行、視察旅行等の名目の旅行に係る一切の補助金、助成金その他これに類する金員の会計書類の全部について、本市においては、研修旅行および視察旅行等の名目の旅行に係る補助金、助成金は支出しておらず、行政文書としては不存在とした実施機関の説明に不合理な点は無い。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお，単位自治会への助成額については，公金支出の透明性の観点から，今後公にできるよう工夫することが望ましい。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年7月23日	諮問書受付
平成20年7月18日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申